

1 議事日程(第4号)

(令和4年第2回久山町議会3月定例会)

令和4年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第3号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第1号)
- 日程第2 議案第4号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第2号)
- 日程第3 議案第5号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第3号)
- 日程第4 議案第6号 久山町特別会計条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第4号)
- 日程第5 議案第7号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第5号)
- 日程第6 議案第8号 久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第6号)
- 日程第7 議案第9号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (4久山町条例第7号)
- 日程第8 議案第10号 第4次久山町総合計画について
- 日程第9 議案第11号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第10 議案第12号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第14号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第15号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第16号 令和3年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第17号 令和4年度久山町一般会計予算
- 日程第16 議案第18号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和4年度久山町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和4年度久山町公共下水道事業会計予算
- 日程第20 請願第1号 上久原土地区画整理事業の完成に関する請願

日程第21 陳情第 1 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1 番	阿 部 文 俊	2 番	久 芳 正 司
3 番	阿 部 哲	4 番	本 田 光
5 番	末 松 裕	6 番	阿 部 恒 久
7 番	山 野 久 生	8 番	荒 卷 時 雄
9 番	佐 伯 勝 宣	10 番	只 松 秀 喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

9 番	佐 伯 勝 宣	3 番	阿 部 哲
-----	---------	-----	-------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長	西 村 勝	副 町 長	佐 伯 久 雄
教 育 長	安 部 正 俊	経営デザイン課長	中 原 三 千 代
町民生活課長兼会計管理者	佐々木 信 一	産業振興課長	久 芳 義 則
福 祉 課 長	稲 永 み き	健 康 課 長	大 嶋 昌 広
税 務 課 長	川 上 克 彦	総 務 課 長	久 芳 浩 二
都市整備課長	井 上 英 貴	上下水道課長	横 山 正 利
教 育 課 長	江 上 智 恵		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	小 森 政 彦	議会事務局書記	篠 原 正 継
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第3号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第3号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第4号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第4号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第5号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第5号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第5号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第6号 久山町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第6号久山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部哲議員。

- 3番（阿部 哲君） 本案につきましては、草場住宅の再開発事業が完了することに伴っての条例廃止ということで説明を受けておりますが、実際に草場住宅が今順調に開発されまして、住宅建設が進んで売却も大半が進んでおるところでございますが、実際に工事の中で、残土処理が一部仮置きが、石切地区、将来的に開発する区域でございますが、石切地区の中に一時仮置きが置いてあります。その分につきましては、どうなるのかという説明の中では、今後は財産管理の中で考えますということでありました。しかしながら、草場住宅そのものが実際に住宅政策、町の政策の中でしていくということで、当然赤字の中でございますが、最終的に草場住宅がどのぐらいの事業がかかったとか、いろんな形の清算することもありますし、そしてまた一時仮置きしております分が石切開発そのままの中ですらなくなるとなるといっても困るかなと思います。そういうことで私はこの特別会計は置いたままでも今後早くにその一時仮置きをどのような形で清算すべきかをしていく上にも重要じゃないかなと思っておりますが、その点につきまして町長の方のお考えをお尋ねいたします。

- 議長（只松秀喜君） 西村町長。

- 町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

まず草場地区再開発事業の補正予算について残土の問題につきまして私も以前から議会の方といろいろお話しをさせていただいているところだと思います。まず事業としては、阿部議員が言われるようなことも一つあるかなと思っております。まずこの会計という事業としては、住宅開発も終わりましたので一区切りとしては、事業として、特別会計の意味を1回、一旦ストップするとかなくすというのが通常だと思っております。本来であればこの事業期間内にその残土処分というのができれば、特別会計での処理というのはよかったと思っておりますが、残念ながらそういう状況にはならなかったと思っております。私としても、引き続きこの残土処分につきまして石切地区開発も含めて、できるだけ早急に対応していきたいと思っております。ある程度その残土処分のめどがつけば、そちらの方の対応を早急にやっつけようと思っておりますが、その際は、今の議案説明会でもご説明させていただいたように、財産管理の方を明確にその金額が幾らかかったかということを経営に、報告をさせていただこうと思っております。

以上です。

- 議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） やはりその辺がずるずるとやっぱり特別会計にないということですので、財産管理の中でどっかの時点でということが一番今後的に怖いんじゃないかと思うとですよ。やはり意識的に一時仮置きでございますので、早急に何らかの形でこれをどう活用するか、どう処分するかということを常にしていく必要があるんじゃないかならうかと思っておりますので、今後ともその辺を留意しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第6号久山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第7号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第7号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第7号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第8号久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第8号久山町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第9号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） マスクを外させていただきます。

下久原深井B地区に物流倉庫ができるということですが、この場所は県道21号福岡直方線、35号筑紫野古賀線に隣接してしまして、深井交差点のそばであり大変交通量の多い地区でございます。流通関係車両の出入りの方法や新設道路計画での両県道への接続方法などを安全を講ずることでスムーズな交通体系が維持できるこのことの説明を地域住民

になされたでしょうか。町長お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） その辺の対応につきまして、都市整備課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） それではお答えさせていただきます。

ただ今ご質問いただきましたのは、下久原深井地区地区整備計画の変更についての特に道路そして交通関係のご質問だと思います。こちらの地区につきましては、従前より下久原深井地区地区整備計画自体は既存の計画としてございました。今回、新たに議員ご指摘のとおり物流関係ということでB地区の方が新規で追加といいますか、変更ということで上げさせていただいております。こちらについては当然そちらの地権者の皆さまにつきましては全て内容については同意を得てるところでございます。周辺の地域の皆さまへの説明でございますけれども、もともとこちらの方が変更前の地区計画の中でも、道路関係については、地区計画道路として位置付けておる道路でございます。

今回幅員等の変更につきましては、地区計画変更として、上げさせていただいておりますけれども、既存の道路ということでございますので現時点この地区計画の変更の時点で、そういった詳細な説明等については実施してないところではございます。

しかしながら今後につきましては、当然手続き開発等という形で事業が進んでまいりますので、その辺りで町であります道路管理の問題、協議そして警察協議と実施してまいります。ですから、その辺りは地元の皆さまにはご理解いただきますように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） まずはやはり地元の説明していただいて納得していただくことが、私は大事なことはないでしょうか。どんなでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） ご指摘のとおり実際、下久原深井地区の地区計画の区域、場所につきましては、深井交差点ですから県道の筑紫野古賀線そして福岡直方線という主要幹線道路県道と、そうした交差点付近となります。ですから、そこに物流倉庫等できますと車トラック等の台数が増えたりとか出入りの問題起こってまいります。ですからその辺りにつきましては、具体化していく中で地元の皆さまには心配かけないような形で、少しずつ丁寧にご説明といたしますか情報等も出しながら進めていくようにと考えておりますの

でそういう形で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） できるだけ早くですねこういうことを説明していただきたいと思  
いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第9号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す  
る条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 第4次久山町総合計画について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第10号第4次久山町総合計画についてを議題としま  
す。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 第4次久山町総合計画についてはパブリックコメントがなされて住民  
の方から貴重なご意見をいただいているかと思えます。これについて実際に審議の中でパ  
ブリックコメント見ましたら内容を説明している回答とか今後検討しますとかそういう回  
答がなされていますけども、実際にそれを取り入れたものとか、今後参考にして、考えて  
いくということがあれば、具体的なものとしてこういうのがあってこういうものを取り入  
れたりというものがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） パブリックコメントにつきましては実施し、貴重なご意見をいただき

ました。その中身につきまして反映できるもの等につきましては後ほどどういう結果だったかというのは経営デザイン課長からご説明をさせていただきたいと思います。

そのパブリックコメントにつきまして私も総合計画審議会には全部参加しました。最後のときですね審議委員さんにこういうご意見で、今後このようなことについては考えていくということもお答えしています。恐らく内容として、具体的な内容というのは実施計画に反映していく面というのもあると思いますのでその辺も含めて経営デザイン課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） ご説明させていただきます。

今町長が申しあげましたように、パブリックコメントでいただきましたご意見につきましては、基本構想および前期基本計画に反映する中身ではないということで審議会の方では了承を得たところでございます。大半が実施計画の方に反映していける内容になっておりましたので、今後実施計画を実施というか、事業を実施していく中でいただいたご意見を参考に実施してまいることにしております。具体的なところということで申し上げますと、情報提供とかそういったことについてもご意見いただいておりますので、今以上に積極的に子育ての情報とかは発信して、これもすぐ対応できることでございますので、そういったことは、実施計画に定めるまでもなく事業を実施していく上で対応していくということになりますし、今後、新たに出前授業とかそういったことについてもご提案をいただいておりますので、そういったご要望があればそれに対応していくそういったことも周知を図っていくと、そういった中で対応していきたいというふうに考えており、この前お配りさせていただきましたパブリックコメントの回答となっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ぜひ町民の皆さまは、よい町っていいですかよい行政を期待してそういうコメントをされていると思いますので、今後ぜひ共有していただけて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第10号第4次久山町総合計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第11号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第10号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第11号令和3年度久山町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第11号令和3年度久山町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第12号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第12号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第12号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第13号 令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第13号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第13号令和3年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第14号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第14号令和3年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第15号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第15号令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第15号令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 令和3年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第16号令和3年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第16号令和3年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第17号 令和4年度久山町一般会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第17号令和4年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 119ページ、教育振興費について質問をいたします。

この中の委託料それから工事請負費でございます。第4次久山町総合計画の実現に向けて、主な取り組みとしてということで10の事業を設定されまして町長の方から説明がされました。その中の8番目でございますが久山中学校の図書館リニューアルプロジェクトということで久山中学校と図書館のリニューアル計画は3年計画でされております。この目的ていうのは本当に私も賛同いたしますし、また、中学生が課題を課題解決能力を伸ばしていくということで今からの時代は本当に重要でなかろうかと思えます。また、この実現に向けてということで3年計画で今回されております。そういうことで先日、現場の中学校の方にも見に行きました。今現在山田小学校、久原小学校の図書室においては、本当に設備的にも、いろんな環境が充実しております。素晴らしい図書室ができておると思えます。久山中学校の図書室そのものが従来型の図書室みたいな形で床につきましてもじゅうたんっていうですかねカーペット張り、それももう古くなっております。また実際にもう今から先はじゅうたんの中で靴を履きかえるとかいろいろなことではやはりいけないんじゃないかと思えますし、また、アレルギー体質もおられましょ。そういうことで床の張り替えの問題もあります。そういうことと、それから照明器具についても全く暗い状況。あと貸し出しのカウンターの分も検討しますと言われましたけども、そういうこと

もカウンターの方も全面的に改修せないかんということでいきますと、この3年計画で工事費がそれぞれに330万、1年ごとに。すぐ大体1,000万、3年かけて1,000万ですね。実際にこの金額で、床の張り替えから照明からいろいろもろもろが足りないと思っております。ですから、今年令和4年度につきましては、子どもたちの中学生の生徒からいろいろなこと、それからこのコンサルタントから中学校の図書館とはどうあらないかとか、今後どういう形でこの図書館を活用するのか。そういうことをワークショップでされて、実際に並行して、中の改修計画も一緒にそういうことであればこういう形のカウンターをここにしようとか、いろんなことがレイアウトも出てくるんじゃないかと。そういうことで、本年度は、そういうことにして、来年度1年で、仕上げてしまうとか、やはりこういうものは、3年もかけんでですね、早く仕上げて子どもたちに早く充実した形で使わせていただきたいと思うわけです。

ですからそういうことも含めて町長のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。まず、確かに今回の図書館のリニューアルということで大きな面としてはやはり二つあります。

一つは、実際図書館というのがもう中学校が建ってから大幅な施設改修等をしていないという現状であると。議員のご指摘のように老朽化、いろんなものがあると。

もう一つは、やはり中学生が自分たちで考えることによって、自分たちがこういうものが欲しいというのを一つでも実現することによって次のステップ、成功体験を積み重ねていく。そういう場にあってほしいということがあります。特に図書館というところは普通のまちづくりで言えば、いまや、ツタヤ図書館のように私も2カ所ほど行きましたが、本を買う場所から人が集う場所が変わってきてる。本の役割というのも変わってきてるってそういう状況を考えたときに、じゃあ中学校の図書館は何十年も前と同じような用途なのかどうかということもやっぱり考えていく。そういうことをやっていくということがやはり今回大きな事業の目的となってます。確かにありがたいお話で早急にやったほうがいいということも、今回のお話をいただきました。なぜ3年に分けたかっていうのは事業費の問題もありますが、できるだけ多くの子どもたちに関わってほしいということで年数を分けたということもあります。特に今回3年生、来年3年生になる子たち、来年度に。その子たちにもただ計画を作るだけじゃなく、少しでも自分たちが考えたことが実現されてそこに携わったっていう経験をつくりたいということでこのような計画をしたということがあります。その方法につきまして、できるだけ広く関わってもらうためには、違う方法も今後考えられると思います。一つ今のアイデアとしては、例えば簡単に言えば多くの方に

中学生に関わってもらいたいというのがありますので、実際にA案・B案がみんなで考えたときにどっちがいいのかって投票していくとか、総評した結果、次になぜそうなったかっていうこととか折り合ったところはどうかっていうことを広報していくとか、こういうことによってみんな当事者になっていく、そういうふうになると、図書館に行くことも増えると思います。こういうことを広げていくという方法もありますので、その辺も含めて、令和4年度につきましては、今議員のご指摘ありましたように少しできるだけ計画を早めに前倒しでやっていくという方法についても検討はしたいなと思います。今回、私の方が図書館リニューアルプロジェクトというのはどういう経緯で行うかということをご説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） やはり今町長も言われました子どもたちに自分たちで考えたものが少しでも実現していく形を見せたいということでございます。実際に根本的に改修するもの。例えば床のカーペットを普通のフロアに改修するとか大きなことは別に計画の中で進めて、照明と。そして併せてレイアウトとかいろんな形の本の使い方とか、いろんなことを子どもたちのいろんな創意工夫の中で実現させていくとか。そういうことを二つに分けて子どもたちで考えてできることと、実際にこの図書館そのものの基本的な改修はどうすべきかということそういう整理をされて考えてほしいなと思います。そして次に同じこの教育振興費の委託料、工事請負費ですが、この中に大規模改修として山田小学校の大規模改修があがってきております。これにつきましても、今町長はいろんな方からの話を聞いてワークショップをしたり。いろんなことをしていろんなことのまちづくり、公園づくりを進めていきたいと思います。山田小学校につきましても、今まで懸案事項でありましたものがやっと着手になりますということで本当にみんなが待っておることでございます。その中で子どもたちの安心・安全な教育環境をつくるということでございます。ですから、令和4年度に体育館の屋根の防水から全面的に。令和5年度で教室等になってこうと思います。ですから、3年計画の中で今までの懸案であった天井の部分の改装、体育館の天井ですね。そういうことを含めてこの中に、町長の言葉の中で三年でしますよと。今のところは形でできてきているのは4年と5年の形だけしかないですよ、大規模。ですけども今まで町民の説明では、大規模改修の中で体育館の天井も考えますという説明できてるわけですよ。ですから、町長の言葉の中で今回4年、5年大規模改修であります、3年計画で6年目には天井の方も行いますということで説明をしていただきたいし、町長のお考えをお尋ねしたいと思っております。そのときに、今まで少しずつそのたびに雨漏り

の補修をしてきておりました。しかし雨漏りで、体育館のフロア、床面が雨でゆがんだりなんて言うかたわんだりですかね。そういうことと併せて表面が剥がれたりいろいろできとるわけです。ですから、町長そのものも中学、高校と体育館でいろんなことで活躍されとると思いますけども、子どもたちの今後の安全で、安心していく環境整備のためには、屋根も大切ですけども床の方も大切と思います。そういうことも含めまして令和6年には、3年計画で山田小学校を全体的に考えますという方向だけ、町長の方から話していただきたいと思います。町長の考えをお聞かせください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の考えは、後ほどちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず共通認識としてもう一度今回の工事、令和4年5年体育館の方について教育長の方からまず説明をさせていただいた後、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

これは議案説明会の中でもうちの課長から教育課長からの説明があったかと思うんですけども、まず今回予算化しているのは2年計画で、改修工事いたしますと。国の補助金を活用しての改修工事になります。天井の雨漏り対策、それから外壁の補修、それを体育館も含めて教室棟や特別教室棟がありますのでそれを2カ年に分けて国の補助金を活用し改築いたしますと、こういうことです。ずっと長年課題になっておりました体育館の天井部分については、その後に補助金の対象になりませんので令和6年度に改修いたしますというその計画でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今教育長の方から、共通認識として今どういう状況かというのをご説明をさせました。

私の考えとしてまずこの体育館の問題ということにつきましては、この大規模改修昨年就任して以来、こちらについてはいろいろ検討しました。体育館の状況も1番よく理解してるつもりです。天井の問題、照明、いろんな問題あるっていうのを私もあそこでジュニアバレーも教えてましたので現状をよく理解してるつもりです。今回山田小学校の大規模改修に至った経緯っていうのは、まずは学校の学び舎、そこをどうしても予算の範囲っていうのもありますので優先してやりますと。次に令和6年度に体育館に着手する、そういうつもりでいます。私としても早急に完了したいと思っております。コロナの状況でどういふことがあるかということは今は見えないともありますが、そういう状況で令和6年

度には、体育館に入りたいと思ってます。ただ、床面については、どういう状況かというのはもう一度精査が要るかなと思います。実際にそれは改修、全部改修していくかどうかということも踏まえた上でちょっと検討、検査をしなきゃいけないかなというふうに思ってます。ただ、できるだけ住民の皆さん、子どもたちにとっていい環境をつくっていくというのが大事だと思います。将来、要するに内の改修というのはなかなか今までやってこなかったっていうことのツケがですね今、回ってきてるというのがありますので、そういうことに至らないように、その辺も踏まえて改修を考えたいと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 本当に今町長の方から言っていただきましてありがとうございます。

そういうことで4年5年で補助事業が終わって、あとは単独になったときに、またいろんな様相の中でまた遅れたということにならないようにお願いしたいと思えます。

終わります。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

末松議員。

○5番（末松 裕君） マスク取らせていただきます。

町長にお尋ねいたします。先ほど図書館の改修の中のお話の中でソフト面のことで町長のお考えをお聞きいたしました。内容といたしましては、図書館が新しい図書館。そして子どもたちが集うそして、これからの図書館としての機能を少し見直していきたいという気持ちが入った発言があったかと思えます。私も今回現場を見させていただきましたけども、端的にいきますと置いてある本を閲覧のなんかも何ぼか見させていただきましたけどもほとんど閲覧記録が平成1年とか昭和とか。そして、中を見ますと珍しい図書が確かにあります。しかしながら、僕たちの学生時代と違って、今の位置の問題とか漫画から、テーブルの上に漫画がきちっと置いてあります。要は町長が言われますようにみんなが集う図書館の中に、いわゆる言葉としては少し汚いかもわかりませんが遺物的な本があります。要は見ない本が図書館の中にあるということ自体は僕はおかしいと思えます。これは貴重な本ですので、裏返せば久山町が誇る古い歴史ある図書、本と一緒にどこかにまとめて、ないしは、町内にある図書館のところにそういうコーナーを設けてみんなで見れると。小中学校の中に僕もこんな本がここにあるなんて思って正直びっくりいたしました。これは反対に開かれた図書としては、町民の中のどこかの場所に移設し、そして子どもたちが集う小学校中学校で学ぶべき、そして必要な知識をそろえた本の混雑といいますか。中身をぜひぜひこれからも精査いただきまして、そういう図書館の整備のときに一緒にしていた

だいたうれしいなと思っておりますので、その辺のこの町長の見解をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） なかなかですね学校図書館となると、みんなが読む本、そして本来手に取る、取らなければいけない本というのをどういうふうに提示していくかとか、いろいろその教育面というのがあるのでなかなか公設でやってる町民図書館とかと、ちょっと違う面もあると思いますが、まずそこにですね、足を運んでもらわなければ、どうしようもないと思っています。そのためには、今後課題も変わってくるんですが、やはり本を読むだけのために行くっていうのではなかなか皆さんも足を運ばないと思います。何より、子どもたちの交流ということが生まれなければ、やはりそういうことについて本を読むとかということにもつながりませんし、いろんな問題の解決にはならないんじゃないかと。ぜひそういう場になっていくことが、最終的には、本を読む、手に取るということになると思います。

もう一つは、この事業をやることによって子どもたちがこういう本が欲しい。こういうのを読みたい、こういうのがあったらいいよねっていうのをどうやって具現化していくかっていうことも大事だと思っております仕組みの中で。そこまでしっかり踏み込めばなと思っておりますのでその点をしっかり考えながら議員のご指摘の面をやっていきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。町長が言われたような考えも私も感じると思いますので。子どもたちが集う、そして新しい久山町の小中学校の図書館は、こんな図書館だよという形が裏返せば、福岡県下に日本中に、知れわたるような素晴らしい図書館。そして子どもたちが集える新しい場所として、そういう図書館をつくってほしいなと思っておりますので、ぜひぜひ今後とも総合計画の中にもきちっと盛り込み、盛り込むといたしますか、考えの中で各教育長等々それから学校関係者とも会議を開いていただきまして、ぜひそういう図書館をぜひつくってほしいと思います。

私の質問を終わります、ありがとうございます。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○4番(本田 光君) マスクを外さしてもらいます。

議案第17号令和4年度久山町一般会計予算について反対討論を行います。岸田内閣が閣議決定した2022年度の予算案は、新型コロナウイルス感染拡大への対応が不十分な上、社会保障費削減それから軍事的費用増を進めるなど国民には冷たく、危険な予算となっております。今最も緊急な課題であるコロナ対策について、ワクチンなどの感染防止の対策の点や検査や医療などの感染者の命を守る対策でも、コロナの影響で困窮する事業や家計への支援策など不十分な内容となっております。岸田首相が掲げる新しい資本主義、新自由主義からの転換とはアベノミクスの名で進められてきた新自由主義的な、大企業と富裕層優遇の経済政策を継承していることだと思えます。敵基地攻撃能力の保有、国防費の対GDP費2%など安倍政権や菅政権でさえ言えなかった内容にまで公然と踏み込んでいることは、絶対に許すことはできません。日本共産党は、日本国憲法の全条項を守り国民・住民のいのちと暮らしを守る地方自治体の役割の発揮を強く求めたいと思えます。政府は2022年度もコロナ禍を口実にデジタル化推進を前面に打ち出しており、また国民はマイナンバーカードによって監視、国民の個人情報が大企業などの儲けのタネにされかねません。今、地方公共団体は、コロナ感染対象対策を抜本的に強化し、国の悪政押しつけ、そして住民の暮らし、福祉、介護、教育、農林業の再生政策の充実が強く求められています。令和4年度久山町一般会計の公園費、久山町総合運動公園スポーツゾーンは、令和4年度まで補助金がつくとして、地方債4,500万を計上し、未施工工事が1億5,412万円としておる。一方、野球場・サッカー場等の建設については完全に断念したとは言われておりません。特に山田小学校大規模改修工事、体育館含む工事は数年かかり、久原・山田両小学校のプールの改修工事は、いつになるか分からないという状況であります。久原小学校前の橋、復旧工事を急ぐべきだと思います。さらにすでに議決している久山中学校の給食の実現、今までは弁当給食となっております。久山町指定可燃ごみ袋の大1枚105円は値下げすべきであります。町長の所信表明にもありますように、新型コロナウイルス感染対策は何よりも最優先課題で急ぐべきだと思います。予算書の款、項、目を見て、歳入歳出、総務費の一般管理費の平和事業補助金。また民生費の児童福祉施設費、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、農業振興費、土木費の道路維持費、教育費等々の賛成評価できる点もありますけど

も、各款項目を見ても総合的に賛成できない点が多々あります。

以上述べて反対討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 私は令和4年度久山町一般会計予算に賛成をいたします。

今年度につきましては、令和4年度における第4次久山町総合計画は今からスタートするわけでございます。その総合計画の実現に向けた取り組みということで、今回当初予算の中で1番目は、新型コロナウイルスの接種への対応、それから2番目には、山田小学校の大規模改修がスタートします。それから3番目には、学校橋の災害復旧に着手します。これにつきましても早急に復旧工事が進めていただきたいと思うわけでございます。4番目につきましては、プレミアム付きの商品券の実施。それから5番目には、次世代就農者の育成事業ということで、喫緊の農業問題にも、少しでも解決の方向に向けていきたいということで、6番目には、町民図書館への電子図書の導入、いろんなことが新しい試みが今スタートしております。7番目は、子育て世代に向けたプロジェクトということで住民ニーズに高い公園づくりをスタートしていきましようということで、8番目に中学校の図書館リニューアルプロジェクト。9番目がてらこやということで福岡デザイン専門学校との提携した形での久山町の子どもたちの将来の可能性を広げる人材育成を進めるということ等、いろんな形で新しい試みが今回この当初予算の中に含まれております。

そういうことで、大切な当初予算でございますので私は賛成といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第17号令和4年度久山町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第18号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第18号令和4年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第18号令和4年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第19号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第19号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第19号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第20号 令和4年度久山町水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第20号令和4年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第20号令和4年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第21号 令和4年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議案第21号令和4年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和4年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第1号 上久原土地区画整理事業の完成に関する請願

- 議長（只松秀喜君） 日程第20、請願第1号上久原土地区画整理事業の完成に関する請願を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、久芳正司議員の退場を求めます。

〔2番 久芳正司君 退場〕

- 議長（只松秀喜君） 本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会、阿部哲委員長。

- 3番（阿部 哲君） 請願審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、請願1号、付託年月日、令和3年12月7日、件名、上久原土地区画整理事業の完成に関する請願書。審査の結果、不採択。委員会の意見、本事業に関しては、まちづくりの観点からも、早急に事業を完了させる必要があると考えられ、上久原区画整理組合の役員等関係人を参考人として招致し、意見聴取を行い6回開催の委員会にて慎重に審査を実施した。

まず、事業のスタート時点において町の方針および関与があったことは事実であるが、事業主体はあくまでも上久原土地区画整理組合であること。さらに、組合による事業実施の中で不可解な減歩率の低減や、あいまいな整備基準に基づいて整備が行われ、不整合が生じていることなど区画整理事業として理解に苦しむ状況が確認されたこと。以上の状況を鑑みれば、組合において解決へ向けて協議し、解決策を実施することが必要であると考えられ願意には沿いがたい。結論、産業建設常任委員会では、全員賛成にて不採択。

以上を報告いたします。

- 議長（只松秀喜君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

請願第1号上久原土地区画整理事業の完成に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号上久原土地区画整理事業の完成に関する請願を採択することに賛成の方は起

立願います。

[起立少数]

○議長（只松秀喜君） 起立少数であります。従って、本件は不採択とすることに決定しました。

久芳正司議員の入場を求めます。

[2番 久芳正司君 入場]

○議長（只松秀喜君） 久芳正司議員に申し上げます。

請願第1号上久原土地区画整理事業の完成に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 陳情第1号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書

○議長（只松秀喜君） 日程第21、陳情第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会、山野委員長。

○7番（山野久生君） それでは、陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号、付託年月日、令和4年3月4日、件名、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書であります。審査の結果、採択。委員の委員会の意見、コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性である。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっている。国民が安心して暮らせる社会の実現のために、採択すべきである。結論、総務文教常任委員会では、全員賛成にて採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（只松秀喜君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

陳情第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第1号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本件は採択することに決定しました。お諮りします。

ただ今採択しました陳情に係る安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を関係機関へ提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで町長より発言の申し出があつておりますので発言を許可します。

西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

お時間をちょうだいありがとうございます。まずは本定例会におきまして慎重審議をいただき全議案を可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

特に、来年度から実施してまいります第4次総合計画につきましては、将来像として定めております「だれもが生き生きと暮らせる『健康田園都市』の実現」に向けて、スピード感を持って進めてまいります。

また、脱炭素など世界的な環境への課題解決に向けて、取り組みにも力を入れてまいりたいと思います。現在、国内外で進められているカーボンニュートラルなどCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの排出削減などについても実施してまいります。

森林保護、植林、再生可能エネルギーの活用などを推進するカーボンネガティブ宣言ネイチャーポジティブ宣言などを行うことで、大学等との連携、民間投資を積極的に取り入れ、自然環境豊かな久山町の山や農地を次世代につないでいくことにチャレンジしてまいります。

— 令和4年第2回3月定例会 —

半世紀以上培ってきた国土・社会・人間の三つの健康づくりをさらに発展させ、SDGsを体験する先進自治体を目指して精進してまいりたい所存です。

令和4年度も引き続き議会の皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） これをもちまして、令和4年第2回久山町議会3月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時38分